

令和8年度 鷹岡地区デマンドタクシー実証運行業務委託
プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和8年度 鷹岡地区デマンドタクシー実証運行業務委託の受託者を特定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名 令和8年度 鷹岡地区デマンドタクシー実証運行業務委託

(2) 業務内容

富士市では、地域の暮らしの足を確保するため、地区と協働してコミュニティ交通の導入を行っている。本業務は、令和7年9月26日に鷹岡地区コミュニティ交通サポート組織からなされた「コミュニティ交通導入検討の立候補」をきっかけとし、富士市と鷹岡地区で協働して計画してきた運行計画案に基づき、実際の運行業務を行うものである。

(3) 履行期間 契約締結日から令和9年2月15日まで

(4) 運行期間 令和8年11月1日から令和9年1月31日まで

3 選定方法

公募型プロポーザル方式

4 担当課（問合せ先）

郵便番号 417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市都市整備部都市計画課公共交通推進担当（担当 川西、町田、若園）

電話番号 0545-55-2904（直通）

FAX番号 0545-51-0475

メールアドレス toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp

5 契約締結までの日程

本プロポーザルによる受託者特定までの日程は、次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。

No.	項目	実施日	備考
1	募集公告	令和8年4月 7日（火）	
2	参加表明書提出期限	令和8年4月17日（金） 午後3時	持参又は郵送による提出
3	選定通知	令和8年4月20日（月）	郵送
4	企画提案書等提出期限	令和8年5月 7日（木） 午後3時	持参又は郵送による提出

5	企画提案書特定通知	令和8年5月12日(火)	郵送予定
6	契約	令和8年5月下旬	

6 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和8年4月7日(火)から同年4月14日(火)まで(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 受付方法 質問書に記入の上、電子メールで送付すること。また、質問書を送信した場合、担当課へ電話にてその旨連絡すること。
メールアドレス toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話番号 0545-55-2904(直通)
- (3) 提出書類 指定の様式による

No.	提出書類	様式	提出部数
1	参加表明に関する質問書	様式-1	1部

- (4) 質問回答日 原則質問日の翌日
- (5) 回答方法 書面にて回答する。
- (6) その他 質問に対する回答は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとし、質問事業者が不利益を被らないものについては、公開する。

7 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和8年4月7日(火)から同年4月17日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 提出先 富士市都市整備部都市計画課(市庁舎7階北側)
- (3) 提出方法 持参(日曜日及び土曜日を除く。)又は郵送(受付期限までに必着のこと。)
- (4) 提出書類 指定の様式による

No.	提出書類	様式	提出部数
1	プロポーザル参加表明書	様式-2	1部
2	次の事業のいずれかの許可を受けていることがわかる書類の写し ・一般貸切旅客自動車運送事業 ・一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業者)	-	1部

8 企画提案書等提出に関する質問の受付及び回答

企画提案書及び仕様書等に関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査(評価)に係る質問は、受け付けないものとする。

- (1) 受付期間 令和8年4月20日(月)から同年4月27日(月)まで(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 受付方法 質問書に記入の上、電子メールで送信すること。また、質問書を送信した場合、担当課へ電話にてその旨連絡すること。
メールアドレス toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話番号 0545-55-2904(直通)
- (3) 提出書類 指定の様式による

No.	提出書類	様式	提出部数
1	企画提案書等提出に関する質問書	様式-3	1部

- (4) 質問回答日 原則質問日の翌日
- (5) 回答方法 書面にて回答する。
- (6) その他 質問に対する回答は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとし、質問事業者が不利益を被らないものについては、参加事業者に公開する。

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出期間 令和8年4月20日(月)から同年5月7日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 提出先 富士市都市整備部都市計画課(市庁舎7階北側)
- (3) 提出方法 持参(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)又は郵送(提出期限までに必着のこと。)
- (4) 提出書類 次のとおりとする。

No.	提出書類	提出部数	様式
1	企画提案書	1部	様式-4 (A4縦)

- (5) 留意事項
- ア 企画提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。
- イ 企画提案書の内容は、企画提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- ウ 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- エ 書類の作成に用いる言語は日本語とし、企画提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
- オ 評価委員が、特段の専門知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。
なお、やむを得ず専門用語を使用する場合には、一般用語を用いて脚注を付記するなど、評価委員が理解しやすいものとする。
- カ 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- キ 提案書の記入様式は自由とするが、用紙はA4判縦使い、両面使用、横書きとし、提案書とは別に表紙を添付すること。
- ク 公正な審査を行うため、企画提案の内容に事業者の名称や事業者が特定できる表

現は避けること。

10 プロポーザル参加辞退届の提出

参加表明をした者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、下記のとおり「プロポーザル参加辞退届」を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年5月7日（木）午後3時
- (2) 提出先 富士市都市整備部都市計画課（市庁舎7階北側）
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）
- (4) 提出書類 次のとおりとする。

No.	提出書類	提出部数	様式
1	プロポーザル参加辞退届	1部	様式-5

11 評価項目及び評価基準

企画提案書等に対する評価項目及び評価基準（配点100点）は、次のとおりとする。

評価対象	評価項目	評価の着眼点（評価基準）	配点	
企画提案書	・ 運行業務全般 ・ 運行事業者としての有効性	・ 業務の理解度、業務に関する現状と課題を把握しているか。	10点	
		・ 集客拡大策、PR方法は独創的か。	10点	
		・ 接客、サービスの提案は妥当か。	10点	
		・ 利用実績、利用者等の調査などの提案は妥当か。	10点	
		・ 具体的で実効性のある提案となっているか。 ・ 提案内容の妥当性やその他の取組を評価できるか。	10点	
		・ 企画提案書は分かりやすい資料となっているか。	10点	
	・ 安全性の向上	・ 運行管理体制及び車両管理体制は整っているか。	5点	
		・ 会社として安全教育環境が整っているか。	5点	
		・ 休息状況及び常務割や労働時間を前提とした運転者の選定計画は妥当か。	5点	
		・ 会社独自の安全管理体制が見受けられるか。	5点	
	・ 利用者利便の向上	・ 事故、損害賠償又は災害時の対応能力は妥当か。	5点	
		・ 高齢者や障がい者への配慮又は情報提供の体制は整っているか。	5点	
		・ 鉄道や路線バスへの乗り継ぎについて配慮がなされているか。	5点	
		・ 苦情対応（処理）体制などが確立されているか。	5点	
		合計		100点

評価点※	採点基準	
9, 10	5	とても優れている（趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
7, 8	4	優れている（趣旨以上の効果が期待できる）
5, 6	3	普通（趣旨に合致している）
3, 4	2	劣っている（趣旨に一部合致していない）
1, 2	1	著しく劣っている（趣旨に合致しておらず、効果を期待できない）

※配分が10点満点のものは左側の、5点満点のものは右側の評価点を用いる。

12 審査及び本業務の運行事業者の特定等

(1) 審査方法等

ア 企画提案書の審査は、評価委員会で行う。

イ 提出された企画提案書の内容及びヒアリングにより、評価委員が、本要領11で定める「評価の着眼点（評価基準）」に基づき得点を付け、評価委員全員の合計点が最も高い企画提案者を本業務の運行事業者として特定する。

ウ 本要領8に定める内容を満たさない企画提案書は失格とする。

エ 最も高い点数を得た事業者が同一点数で2者以上となった場合は、評価委員会の審議にて特定する。

オ 適切な提案がない場合（評価項目及び評価基準点の合計点が50点未満）には、事業者として特定せず、全者において適切な提案がない場合は、プロポーザルの手続きを中止することがある。

(2) 審査結果の公表

ア 企画提案者には、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を、令和8年5月12日（火）に郵送する。

イ 審査結果の説明を求める場合、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を送付した翌日から起算して5営業日以内に書面（任意様式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。なお、審査の経緯及び結果に対する異議の申立て並びに合計点及び順位以外の評価内容の開示請求には応じない。

13 契約の締結

(1) 契約交渉

審査の結果、運行事業者を特定し、本業務の仕様の協議及び確認等の契約交渉を行う。ただし、運行事業者として特定された事業者（以下「優先交渉権者」という。）が次のいずれかに該当した場合には、契約交渉を行わない。

ア 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。

イ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。

ウ その他の理由により優先交渉権者と本契約の締結が不可能となった場合

(2) 契約締結日 令和8年5月下旬（予定）

14 業務の範囲

本業務の範囲は別紙「特記仕様書」を基本とするが、富士市の判断により契約締結時において、優先交渉権者が企画提案書により行った追加提案等の内容を追加又は変更できることとする。

15 その他（留意事項）

(1) プロポーザル参加表明書及び企画提案書等が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(2) 失格となる企画提案者

ア 提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。

(ア) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合

イ 企画提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。

- (ア) 本要領に定める手続き以外の方法により、評価委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合又は不正な行為をしたと認められる場合
 - (イ) その他評価委員会が不適格と認めた場合
- (3) 提出書類の記載内容に関する責任は、企画提案者が負うものとする。
 - (4) 書類の作成、提出、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
 - (5) 提出された書類の返却はしないものとする。
 - (6) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

16 様式一覧【別紙「様式集」参照】

様式番号	様式名	要領の 該当箇所	備考
様式－1	参加表明に関する質問書	要領6	
様式－2	プロポーザル参加表明書	要領7	
様式－3	企画提案書等提出に関する質問書	要領8	
様式－4	企画提案書	要領9	
様式－5	プロポーザル参加辞退届	要領10	